部長及び参事官　　免許発第１３号
殿　　平成31年１月16日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について（通達乙）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第58号。以下「改正府令」という。）が、平成30年12月28日に公布及び施行された。

改正の趣旨、内容及び運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、関係規定の円滑かつ適切な施行に努められたい。

記

１　免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備関係

⑴　趣旨

個人識別の観点から、免許申請書等に添付する写真については、これまで「無帽」とされていたものであるが、がん患者の団体から患者の帽子の着用を認めてほしいとの要望があり、また、旅券申請用写真についても、宗教上又は医療上の理由により頭部を布等で覆うことが認められているところである。

今回の改正は、免許申請書等に添付する写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者について、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとするものである。

⑵　内容

免許申請書等に添付する写真に関する要件について、運転免許を受けようとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要とすることとした。

⑶　宗教上又は医療上の理由の確認とプライバシー等への配慮

ア　宗教上又は医療上の理由の確認は、申請人本人からの申出によることとし、その申出に理由がある場合には、これを認めること。

イ　理由の確認の際には、必要以上にプライバシー等にわたる質問を行ったり、不必要に帽子等を脱がせたりすることのないよう留意すること。

ウ　申出人から詳細を聴取したり、相談を受けたりする場合等には、当該者のプライバシー等に十分配慮し、その聴取を相談室等において行うなど、必要な措置をとること。

エ　帽子等については、顔の輪郭を識別することができる範囲内で頭部を覆

うものである場合には、色彩や形状等を問うものではない。

なお、いわゆる医療用帽子といわれる名称の帽子が市販されているが、当該帽子に限定されるものではないことに留意すること。

オ　申出人に対し、頭部を布等で覆う理由について、複数回説明を求めることのないよう、職員間はもとより、運転免許関係事務の委託法人との緊密な連携を図ること。

⑷　その他

ア　運転免許センター、警察署等において直接撮影する運転免許証の写真についても、免許申請書等に添付する写真と同様の取扱いを行うこと。

イ　運転免許証等の写真について相談があった際には、持参した写真により運転免許証を作成することも可能である旨教示すること。

2　運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直し関係

⑴　趣旨

外国人運転免許保有者が増加するなどの情勢に鑑み、マイナンバーカードと同様に、分かりやすいものとなるよう、運転免許証の有効期間の末日に関する表示を見直しを行うものである。

⑵　内容

運転免許証の有効期間の末日の部分のうち年の記載については、西暦の次に括弧書きで元号を用いて表示することとし、例えば、有効期間の末日の年が平成31年の場合には、「2019年（平成31年)」と表記する。

⑶　運転免許証作成システムの改修等

新しい表示の運転免許証は、運転免許証作成システムの改修等の所要の措置を了した都道府県警察から発行を開始することとし、本改正の趣旨から、改元を待たず、可能な限り早期に発行することができるよう準備を進めていることから、全国一斉に様式変更にならないことに留意すること。

3　施行期日

改正府令は、公布の日から施行する。ただし、運転免許証の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第14号の様式にかかわらず、当分の間、なお、従前の例によることができる。